

令和7年度 加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について

令和7年度加古川市いじめ防止対策計画に基づき、令和7年12月末までに市教育委員会並びに2学期までに学校が実施したいじめ防止対策の取組状況について、下記のとおり学識経験者による検証を行った。

記

I 検証内容

- 1 令和7年度加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について
 - (1) 保護者向け啓発チラシ「こどもはいつも求めています」・・・【参考資料①】
 - (2) いじめ防止啓発チラシ「いじめをしない、させない、見のがさない」・・・【参考資料②】
 - (3) 児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレット「大切なあなたへ」・・・【参考資料③】
 - (4) 「多様な学びの場」案内チラシ・・・【参考資料④】
 - (5) 「わかば教室」案内チラシ・・・【参考資料⑤】
 - (6) 令和6年度版加古川市ケータイ・スマホ等の利用に係るアンケート調査結果チラシ・・・【参考資料⑥】
- 2 令和7年度自己点検シートの集計結果・・・【資料1】
- 3 令和8年度学校生活適応推進事業実施要項・・・【資料2】
- 4 令和8年度加古川市いじめ防止対策計画及びいじめ防止対策プログラムの推進体制・・・【資料3】
- 5 令和8年度加古川市いじめ防止対策計画（案）・・・【資料4】
- 6 令和8年度いじめ防止対策プログラム（案）・・・【資料5】

II 検証する学識経験者

- 浅野 良一（環太平洋大学 教育学科教授 [学校経営]）
- 住友 剛（京都精華大学 国際文化学部 教授 [学校事故危機対応]）
- 吉田 圭吾（神戸親和大学 人間発達環境学研究科 教授 [臨床心理士]）
- 曾我 智史（尼崎駅前法律事務所 [弁護士]）

III 検証実施

- 市教育委員会並びに学校が取り組んだいじめ防止対策の資料を各学識経験者へ電子メール及び紙媒体により提供した。
- オンライン会議により、令和7年度の取組について報告を行い、各学識経験者から意見をいただいた。
- 当該資料についての意見等付した資料を各学識経験者から受理した。

IV 検証結果

- 1 令和7年度加古川市いじめ防止対策計画の取組状況について
 - (1) 未然防止への取組について
 - ① 「心の絆」をキーワードに「居場所づくり」「絆づくり」を重視した学級・学校づくり
 - ・学級や学校全体で一致団結して取り組む児童会・生徒会・学園会活動を工夫して実施
 - ・「心の絆プロジェクト代表者ミーティング」を広く市民に公開
 - ② 児童生徒を支えるための教職員集団の専門性・同僚性の構築
 - ・会議や研修だけではなく、OJTを重ねることで全体としての危機管理意識を醸成
 - ③ 学校運営協議会との連携による活動の推進
 - ・学校の課題を学校、家庭及び地域が共有することで、連携・協働した取組を推進
 - ④ 家庭への啓発（チラシの全家庭配付）
 - ・こどもはいつも求めています（4月）
 - ・いじめをしない、させない、見のがさない（9月）
 - ⑤ 学校外施設とのいじめ防止対策の推進

- ・いじめ防止啓発ポスター、チラシを図書館、公民館、児童クラブ等に掲示・配付し啓発を実施

<学識経験者からの主な意見等>

- ① 効果測定は数値指標だけでは困難な側面があり、校風の変化や児童生徒の様子の変化など、質的検証を補完する仕組みの構築が必要である。
 - ② 「同僚性」の概念が現場で曖昧である。教員同士が尊重・支え合い・互いを高める具体像を記述し、同僚性を高める方針を示す必要性を感じる。
 - ③ 人命の大切さについては、自己肯定感の上に築かれなければならない。一部の児童生徒においては、それが困難な場合があり、いじめにもつながる可能性があるため、家庭への働きかけは、日常的に必要なことになる。
 - ④ 「居場所づくり」という概念と「絆づくり」という概念は、相反する側面をはらんでいると思われる。「居場所づくり」に力点を置いた学級経営をすることが基本であり、不登校の児童生徒が増えている実情からしても、「居場所づくり」に力点を置くことが妥当であると考えられる。
 - ⑤ 「権利」という概念や「いじめ」の定義に対する理解を促進することで、実践目標1～3を達成するという方針をもつことが必要ではないかと考える。「権利」は、他者視点から見てみるものであること、「いじめ」は、学校・教室・部活という避けられない人間関係の中で起こるものであるが、「いじめ」の定義は、他者の心理的安全性を保障するための概念であること、と言い換えると、保護者も納得しやすいのではないかと考える。
- (2) 早期発見・早期対応への取組
- ① 学校環境適応感尺度（アセス）の実施及び活用
 - ・学校生活に関するアンケート（1学期、2学期）を小・義務教育学校3年生以上の児童生徒対象に実施
 - ・アセス推進担当者を中心としたアセス結果の活用への支援
 - ② 心の相談アンケート及び教育相談の実施
 - ・心の相談アンケート（1学期、2学期）を小・義務教育学校3年生以上の児童生徒対象に実施
 - ・教育相談を全児童生徒対象に実施
 - ③ 児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）に係る取組
 - ・リーフレット「大切なあなたへ」を活用し、小・義務教育学校5年生以上で授業を実施
 - ④ 多方面からの実態把握と情報共有
 - ・学校園連携ユニットを活用した学校園間連携の充実
 - ・学校と家庭、地域の情報共有のための取組及び仕組の点検
 - ⑤ 教職員の資質と指導力の向上
 - ・学校生活適応推進研修講座（学校生活に資する研修講座、学級経営に資する研修講座）の実施（163人参加）
 - ・児童生徒向け相談行動促進（自殺予防教育）研修講座の実施（47人参加）
 - ・相談行動促進研修会（教職員選択必修研修）の実施（199人参加）
 - ⑥ 「チーム学校」による組織的な対応
 - ・教職員、専門スタッフ（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・メンタルサポーター・スクールアシスタント）等と連携・協働して、学校運営上の諸課題に対応
 - ⑦ 不登校児童生徒への支援の充実
 - ・「こどもの居場所の確保」、「こどもを支援する人材の確保」、「民間機関や地域との連携」を柱として不登校児童生徒への支援を実施
 - ・「学びの多様化学校」開校に向けて、基本方針を策定
 - ⑧ いじめ重大事態への適切な対応
 - ・国のガイドライン等に基づく調査の実施

<学識経験者からの主な意見等>

- ① 自殺予防・いじめ予防・不登校対策・ネットいじめ対策の取り組み状況等、相談行動促進（自殺予防教育）の実施率100%に到達し、高学年層での実施も含めて成果として評価できる。
 - ② 啓発強化により、いじめの早期発見につながる一方、気づき後の対応の質と一貫性の確保が大切である。初期段階での落ち着かせ支援、関係修復的な取り組みが重要である。
 - ③ いじめが最も過酷になりやすい中学校でのいじめ認知件数が伸び悩んでいるのが気になる。
 - ④ いじめ認知は、いじめ対応とペアでなければならない。いじめは決して喧嘩やトラブルとして扱ってはいけないことを再認識しなければならない。
 - ⑤ インターネットいじめの件数が減っているのは、昨今の傾向と逆になる。できるだけ率直に回答しやすいように、アンケートの在り方も検討する必要があるかもしれない。
 - ⑥ いじめ発見のプロセスに、他の児童生徒がもっと増えていかないと、いじめ理解が進まないと考える。いじめを自分に関係ないと事なかれ主義に陥らず、勇気を出して他の児童生徒、親、教員に相談する研修を進める必要がある。
 - ⑦ アセスの非侵害的關係は、そのままいじめの告白として扱う必要がある。中学生は100名近くいる。要支援領域に入らなくても、1項目でも「はい」と答えていたら、いじめがある可能性を考え、今後も重要視されていくことを望む。
 - ⑧ 「チーム学校」において、スクールカウンセラーの相談件数が減ってきているのが気になる。スクールカウンセラーも、児童生徒対応の研修を受ける必要もあるが、教員や学校から依頼しないと、相談につながらないこともある。教員や学校とスクールカウンセラーの信頼關係の醸成も重要であると考えます。
 - ⑨ いじめと不登校の問題は、学校に相談しにくい児童生徒、保護者の受け皿はたくさんあるのが望ましい。なぜ学校に相談できなかったのかの要因分析もしてみるとよい。
 - ⑩ アセスで、要支援レベル1の生徒が現れたことそのものは悲觀的に捉えるのではなく、その結果を受けた対応にこそ力点を置く必要がある。今後は、アセスの結果を受けて、各学校で具体的に、要支援領域にいるこどもに対して、どのような個別対応をしたかという事例を集積し、全学校に共有し、校内での研修資料として活用してはどうか。
 - ⑪ 児童生徒向けのいじめ予防授業は実践されているか。スクールロイヤーにいじめ予防授業をしてもらうなど、いじめ予防授業を検討してはどうか。
 - ⑫ 校内にも、校外にも、不登校のこどもが選択できる「居場所」が複数あることが大事である。フリースクールとの連携を進めることも検討課題であると思われる。
- (3) 関係機関との連携を強化した取組について
- ① スクールサポートチームによる支援
 - ・ 構成員のそれぞれの専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートし、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を実施
 - ② ネットパトロールの実施
 - ・ 児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを実施
 - ③ 市関係機関と学校との連携
 - ・ 学校教育課、人権文化センター、教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、生活福祉課、市民健康課、こども療育センター、社会福祉協議会、民生児童委員会、障がい者基幹相談支援センター、民間の医療機関等との連携
 - ④ 県関係機関と学校との連携
 - ・ 県教育委員会「学校問題サポートチーム」、東播少年サポートセンター、加古川警察署生活安全第二課、神戸法務少年支援センター、県健康福祉事務所、中央こども家庭センター、県立こども発達支援センター、県立リハビリテーション中央病院、県立ひょうごこころの医療センタ

一、兵庫こころのケアセンター等との連携

<学識経験者からの主な意見等>

- ① 学校現場に教育相談センターでの連携状況・サポート体制の情報提供を繰り返し行い、頼れる窓口として周知を続けていくことが大切である。
- ② スクールサポートチームの体制・連携状況と研修等の充実を図る必要がある。
- ③ 不適切な画像や動画の投稿が社会問題化している中、ネットリテラシーを高める施策も必要である。SNS等に投稿してしまうとどうなるかといった想像力が欠如している児童生徒の増加が考えられる。
- ④ 関係機関との連携については、コアとなるのは、要保護児童対策地域協議会の事務局の市担当課であると考えられる。市担当課との間で、コミュニケーションギャップがないか確認し、スーパーバイザーに参画してもらうなどして、スーパーバイザーから連携を促してもらうなどを検討する必要がある。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組について

- ① アセス推進体制の検証と支援
 - ・学校生活適応推進研修講座の実施
 - ・要支援領域にある児童生徒への対応状況を学校へ確認
- ② 教育相談推進体制の検証と支援
 - ・教育相談での対応状況を学校へ確認
- ③ いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援
 - ・指導主事が学校を訪問し、2学期までの各学校の取組状況について聴き取り調査を実施
- ④ いじめ防止対策等に係る推進体制の周知
- ⑤ いじめ防止対策へのPDCAサイクルによる検証体制の点検と支援
 - ・学校のPDCAサイクルによる対策プログラムの検証・改善への指導・助言
 - ・専門家によるいじめ防止対策の検証

<学識経験者からの主な意見等>

- ① 質的な受け止めの把握が課題で、現場教員・管理職の声を専門家として直接聞く場があってもよいのではないかと。
- ② いじめや不登校の対策の基本精神は、いじめ、不登校で苦しんでいる児童生徒を救い、守り、心地よい幸せで平穏な日常を取り戻すために、大人としての、社会としての、義務を果たすということである。

2 いじめ防止対策計画の取組全体を通しての意見について

<学識経験者からの主な意見等>

- ① これまでの取組、特に相談行動促進（自殺予防教育）の実施について評価できる。相談行動促進は全国的に例の少ない取組。市教育委員会の働きかけが高く、改善の視点で効率的・効果的にしていく必要がある。
- ② 5か年計画以降の継続的取組は、いじめ防止・不登校対応・自殺予防を軸にした取組の体系化が進んでいる。
- ③ 取り組みが「世の中に見えにくい」と感じる。全国的に発信し、他自治体等からの視察希望の対応に協力をお願いしたい。
- ④ いじめ防止基本方針や、いじめ防止・対応マニュアルのアップデートの必要性がないか検討し、年度初めに、保護者向けに周知しておくことで、問題が起こったときに、比較的スムーズに対応しやすくなると考える。